

令和 7 年度  
潟上市育英会奨学金  
貸与生募集要項

潟上市育英会事務局

(潟上市教育委員会教育総務課内)

〒010-0201

潟上市天王字棒沼台226番地1

電話 018-853-5361

## 1. 応募資格

次のすべてを満たす方が奨学生の対象となります。

- 1) 潟上市に2年以上住所を有している方
- 2) 令和7年4月に次の学校に入学する方、または在学中の方  
高等学校、高等専門学校、短期大学、各種専門学校等、大学、大学院及びこれに準ずる学校
- 3) 高い勉学意欲を有し、品行方正で学費の支弁が困難と認められる方

## 2. 貸与額及び募集人数

| 区分      | 貸与月額      | 定員  |
|---------|-----------|-----|
| 高等学校    | 13,000円以内 | 15人 |
| 高等専門学校  | 15,000円以内 |     |
| 短期大学    | 30,000円以内 | 15人 |
| 各種専門学校等 |           |     |
| 大学・大学院  |           |     |

## 3. 貸与期間・貸与方法

- (1) 貸与期間は進学する学校の最短修業年限とします。  
※留年などによる貸与期間の延長はありません。  
※休学、停学の場合、その期間の貸与は停止します。
- (2) 貸与金は毎月、月額を貸与生本人名義の口座に振り込みます。(毎月20日)

## 4. 返還期間・返還方法

- (1) 返還期間は貸与終了後1年据え置き、次年度から貸与期間の2倍の期間内となります。ただし、貸与期間が4年以上の場合であっても、最長8年とします。
- (2) 返還方法は毎月定額か、年1回もしくは2回の一時金を選択し、指定の払込票（郵便局）により育英会の口座に振り込んでいただきます。口座引落としによる返還は行っておりません。
- (3) 返還期間及び方法は、貸与終了後に提出いただく返還明細書記載の際に選択していただきます。
- (4) 返還は無利子とします。
- (5) 進学、病気その他やむを得ない事由により返還が困難であると認めた場合は、返還を猶予することがあります。

## 5. 申請期間及び提出先

令和7年2月7日（金）から令和7年3月3日（月）まで

潟上市役所2階教育総務課（潟上市育英会事務局）へ書類を持参してください。

※各出張所及び郵送による受付は行いません。

## 6. 申請方法

### (1) 提出書類

申込みにあたっては、次のすべての書類を提出してください。

|   | 提出書類                               | 記入上の留意点等                                                                                      |
|---|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 奨学金貸与願<br>(様式1)                    | 貸与生本人及び*連帯保証人2人が記入、押印してください。                                                                  |
| ② | 奨学金貸与生推薦調書<br>(様式2)                | 新入学者は最終出身校、在学者は在学期に発行を依頼してください。 <u>開封無効</u> です。                                               |
| ③ | 家計調書<br>(様式3)                      | 貸与を希望する者と生計を同じくする者全員について記入してください。(詳しくは別紙記入例参照)                                                |
| ④ | 合格通知書の写しまたは在学証明書                   | 新入学者は進学が決まった学校の合格通知書の写し、在学者は在学証明書を提出してください。<br>※合格発表がまだの方は、発表後速やかに提出してください。                   |
| ⑤ | 住民票                                | 世帯全員が記載されたものを交付請求してください。<br>(世帯分離している同居家族の分も含みます)<br>同一生計で単身赴任している方がいる場合は、住居を構えている先の住民票も必要です。 |
| ⑥ | 収入が確認できるもの<br>(確定申告書の写しや源泉徴収票の写し等) | <u>同一生計の家族全員及び*連帯保証人の分を提出してください。</u><br>令和6年(1月～12月)中の収入が分かるものを提出してください。                      |

※提出書類に不備がある場合、また虚偽の記載がある場合は受付できませんので、正確に記入してください。

※書類の提出により本会が保有することになった個人情報については厳正に取り扱い、目的以外に使用することはありません。

### (2) \*連帯保証人について

連帯保証人が2人必要です。2人のうち1人は保護者で、もう1人は次の要件すべてに該当する方とします。

- 1) 身元が確実であって、独立の生計を営む申請時に満60歳以下の成年であること。
- 2) 秋田県に住所を有する者であること。
- 3) 債務を弁済する能力を有していること。
- 4) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- 5) 貸与生と生計を同じくする者でないこと。

※保護者が自己破産により免責決定を受けている場合は別の連帯保証人をつけていただく場合がありますのでご相談ください。

## 7. 貸与の決定及び手続等について

- (1) 3月中旬に潟上市育英会理事会による選考を行い、結果（貸与の可否）について申請者全員に文書にて通知します。
- (2) 貸与が決定した方については、3月下旬に貸与説明会を実施しますので、本人の参加をお願いします。日程等については別途通知します。
- (3) 貸与決定者のうち、合格通知書の写しが未提出の場合は、提出をもって正式採用とします。
- (4) 貸与が決定した場合は、別途「借用証書」等の書類の提出が必要となります。  
借用証書には貸与生本人、連帯保証人2人の印鑑証明書の添付が必要ですので、あらかじめ準備をお願いします。

## 8. その他留意点等

潟上市育英会奨学金は他の奨学金制度と併給が可能ですが、他の奨学金制度では併給不可となっている場合がありますので、確認のうえお申込みください。

奨学金の貸与が終了すると、奨学生本人に返還の義務が生じます。返還金は直ちに次の奨学生への資金として活用されますので、家庭の状況や今後の生活設計を十分考慮し、返還に無理がないようお申込みください。